

福島第一原子力発電所事故初期における情報の公表とその受容

—国会事故調報告書・政府事故調報告書から—

土 山 希 美 枝

Release and Reception of the Information on the Accidents at the Fukushima Nuclear Power Plants: A Dramatized Story by the Government and Tokyo Electric Power Company

要 旨

2011年3月に発生した福島第一原子力発電所事故の初期における事故情報が、どのようにとりあつかわれ、どのように受容されたのかを、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会(国会事故調)報告書、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会(政府事故調)報告書の2報告書から検証する。本ノートが目にする点は、3月13日夕方ごろから「炉心溶融」が「損傷」「毀損」といった表現に言い換えられるとともに燃料棒の状況を「正確にはわからない」とした点、4月18日に第23回原子力安全委員会臨時会議において炉心の状況を説明する「用語を整理」した点である。こうした表現の変更は、「混乱を起こさない」ことを意図したものであったと推測され、両報告書もその変更を強く否定する立場には立っていない。だが、危機における危機情報のこのような「とりあつかい」は適切で、今後の危機においても、同様に対応されるべきなのか。「合理的な推測が根拠をもって成り立つ」危機情報の公表について検討する。

キーワード

福島第一原子力発電所事故、東日本大震災、情報公開、情報共有、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会(国会事故調)、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会(政府事故調)、原子力安全・保安院

ABSTRACT

This article examines two reports, one by a Japanese government committee (the Investigation Committee on the Accident at the Fukushima Nuclear Power Stations of Tokyo Electric Power Company), and one by the NAIIC (The National Diet of Japan Fukushima Nuclear Accident Independent Investigation Commission), and analyzes how the information on the accident at the Fukushima Nuclear Power Stations was treated. It's noteworthy that the phrase "melt down" was changed into "damaged" and the situation of nuclear fuel rods was said to be "not clear" since the evening of March 13th 2011, and that the Nuclear Safety Commission redefined the words which explained the situation of its reactor core at the 23rd extraordinary meeting, on April 18th 2011. It seems that such treatments were intended to prevent panic. The two reports don't entirely deny such a soft-landing method. Is it an appropriate way to treat the risk assessment information during critical situations? Should we continue to disclose (or fail to disclose) information in this way in similar situations in the future? This paper will discuss the way the Government ought to disclose critical information for citizens in order for them to be able to surmise the existing real situation, supported by evidence and reasons.

Keyword

Fukushima Nuclear Power Station, the Great Japan Earthquake, Access to Information, Government Committee, NAIIC, NISA

1 はじめに

本稿は、福島第一原子力発電所事故（以下、福島原発事故と略記）の初期における情報の公表が、政府および国会事故調査報告書における検証を素材に、どのようにおこなわれ、どのように受容されたかの検討を試みるものである。

福島原発事故をめぐるのは、政府、国会、また民間でも調査が行われており、また現在進行形でもあるその問題性の大きさから、今後も調査が行われていくであろうし、また求められよう。

そのなかで、筆者は、危機における情報の公表とその受容について検討する必要があると考える。福島原発事故をめぐる情報の公表は、政府事故調報告書が指摘するように、問題のあるものだった。では、なぜそうなったのか。そしてその情報と、その情報のとりあつかいかたは、どのように受容されたのか。それは昨年3月の問題だけでなく、現在も危険をはらみ続けるこの原発やいつかどこかで起こりうる危機状況における情報が、どのようにとりあつかわれるべきなのかを構想するためにも必要なのである。

だが、事故が大規模で深刻なものであるだけでなく、今後も長期にわたって資料の発掘と調査研究が必要な対象でもある。問題の深さからいえば本稿は表層の一枚めにすぎない。論点の整理は未成熟であり、資料も限定的なものにとどめた。研究ノートとして現状の整理を示し、指摘や助言をえて今後の研究を深めていきたい。なお、福島原発事故の初期情報の公表をめぐるのは、周辺住民の避難における伝達のありかた、政府が把握した放射線データあるいは緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）に代表される放射線拡散予測情報のとりあつかいは重要な問題だが、本稿では対象としない。

2 問題の所在

現在なお収束していない福島原発事故であるが、その状況や程度の情報が、当初どのようにあつかわれてきたか、そして、その「情報のとりあつかいかた」がどう評価されているのかを検討する。

福島原発事故における情報の公表をめぐるのは、存在した情報が連携不足や想定の不備で周知また共有されなかったことが、たとえば前掲SPEEDIなどに代表されるように問題視されている。それ自体たしかに問題であるが、本稿が問題とするのは、地震、津

波、事故という困難な状況のなかで情報のとりあつかいをめぐって混乱や失敗がおこったというよりも、情報を持つ側が「こう思っしてほしい」とする期待と予定調和するような表現に調整する暗黙の姿勢とでもいべきものがあり、しかもそのことが情報を受容する側からも問題として強く認識されないという状況をつくりだしていることに問題があると考ええる。

そうした「情報のとりあつかいかた」は、福島原発事故だけに限られたものではないと考える。むしろ、福島原発事故における「情報のとりあつかいかた」は、日本の政治・政策をめぐる「情報のとりあつかい」の積み重ねの結果ではなかったか。そして、その積み重ねは、そういう姿勢をとる政府やマスメディアから流れてくる情報への依存と不信の両方を、こんにちの日本にもたらしているのではないか。

危機における情報の公表がどうあるべきかは、難しい設問である。だが、その設問についての検討が昨年の事故情報をめぐってひろくおこなわれているようには、みられない。だが、それでは福島原発事故の今後の処理において、あるいは別の災害などにおいて危機状況が生まれたとき、同様の情報のとりあつかいがくりかえされることになりかねない。

大きな問題設定ではあるが、こうした課題認識にたち、本稿では福島原発事故の初期、炉心の状況をめぐる情報の公表とその受容について、国会事故調とよばれる「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」の最終報告書（以下、国会事故調報告書）¹⁾、政府事故調とよばれる「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」の中間報告書また最終報告書（以下、政府事故調中間報告書／最終報告書）²⁾を素材とし、検討を始めた。

3 事故初期の炉心状況についての情報の公表

表1は、事故初期に、炉心状況にかんする情報の公表について、保安院の対応を中心に、両事故調報告書の記述から作成したものである。表の項目には時系列で①から⑫まで番号で並べ、国会事故調報告書の記載には「①国」、政府事故調の報告書には「①政」とし、同じタイミングの事象について国会事故調と政府事故調での表記を区別できるようにした。

炉心状況にかんする情報の公表をみたとき、問題となる局面は2件あげられる。

1件は、表1の①から⑧にかけてみられる、3月12日9時45分のプレス第12報から同日21:30のプレ

ス第16報、炉内の状況をめぐる認識の公表である。事故初期の炉心状況について、「炉心溶融」である可能性が濃厚であることが、根拠をともなって認識され（①政・③政）、「炉心溶融の可能性がある。炉心溶融がほぼ進んでいるのではないだろうか」（④国・政）と公表しながら、以降、「炉心溶融」という表現を使わなくなり（⑧国・政）、「確実ではない」ことを理由に「状況がどういうふうになっているか」ということは、現状では正確にはわからない」（⑧政）、と不明とする姿勢にいたる件である。このときには、「現時点でメルトダウンが進行していることはないのではないか」（⑧国）とも述べている。

とくに、ここで「確実ではない」とする表現は注目すべきである現段階ではこうであろうという想定をすることは不確実性が高いという意味ではなく、内部を確認するまでであり、しかも「これから」「できるかどうかかわからない」確認ができてから、と表現されている。文脈どおりとれば、相当に長期間かかり炉の状況が落ちついたあとまで判断しないと読める。4月になって、「燃料ペレットの溶融度合いについては、実際に燃料を取り出すまで確定しないと思われる」（⑩国）とするのも同様である。確かにそのことは虚偽ではない。しかし、セシウムなどの測定、モニターなどでの状況から、合理的な推測が根拠をもってなりたつときに、「確実ではない」ため「わからない」という姿勢をとることが、危機状況の情報公表で踏襲されれば、状況についても、その根拠についても、それらが示しうる可能性についても、情報を持たない側は疎外されることになりえるのである。

また1件は、炉心の状況について、「炉心溶融」という言葉を避けるようになったあと（⑧国・政）、それを「燃料ペレットの溶融」と言い換え（⑪政）、さらに炉心内部の損傷の進行を段階に分けて用語の定義をしておしている（⑫政）件である。定義の内容そのものは、やはり虚偽ではない。だが、こうした段階をへる過程に相当の時間や程度の違いがあるものだったのか。事故前の一般的な科学的知識では一段階で認識されていた状況を「正確に」三段階に分け、ある状態に至っていると受けとられない用語で説明しているのではないか。段階に区分してみせることは、被覆管の損傷、燃料ペレットの溶融、そしてメルトダウンのあいだに、進行や程度の相当な差があるような印象を与える。そして、ここでも、合理的な推測が成り立つか成り立たないかではなく、メルトダウンかどうか「確実にはわからない」と表現することで、そうではない可能性のほうに視線が向けられることになる。

4 問題の整理

一方、こうした情報は、またその情報のとりあつかいかたは、いかに受け止められたのだろうか。

国会事故調査報告書では「3. 6 緊急時における政府の情報開示の問題点」において、「速報性よりも正確性を重視」（国会事故調：320ページ）し、「確実であることが確認された情報のみを発信するという、情報発信側の責任回避とともとれる対応に終始した」（国会事故調：320）と指摘している。

こうした指摘から、同報告書は、「3. 6. 3 政府の情報公表の方針と体制」において、「何を公表し、何を公表しないのか」の判断が明確ではないこと」が問題視され、「公表を要する情報とその伝達方法について、的確な判断が求められる」ことから、政府内で基本的方針を決めておくことが必要とする。また、「ある時点で公表は適当でないと判断した情報であっても、公表可能になった時点で、非公表にしていた理由とともに公表することも検討すべきである」こと、公表内容が難解なものについては、十分な説明を付すことが必要であるとし、広報体制については専門家の配置も含めた整備をおこなうべきとする（国会事故調：325-326）。

政府事故調査報告書は、「広報の問題点とリスクコミュニケーション」において、「事故発生後の政府の国民に対する情報の提供の仕方には、避難を余儀なくされた周辺住民や国民の立場からは、真実を迅速・正確に伝えていないのではないかと、との疑問や疑いを生じさせかねないものが多く見られた」（政府事故調：425）とし、リスクコミュニケーションの在り方として適切なものではなかった、とする。

こうした指摘をふまえ、政府事故調査報告書では広報の原則が「事実を迅速に、正確に、かつ分かりやすく伝える」ことであり、「迅速さ」「正確さ」が相反するとき、後者にとらわれて「迅速さ」を欠くことが不安や不信をまねくとし、「情報が入らず、正確な広報ができない事態が生じた場合には、そのことをありのままに伝えることも必要であり、かつ重要である」（政府事故調：425）とする。また、「社会に混乱や不信を引き起こさない適切な情報発信」のために、「関係者間でリスクに関する情報や意見を相互に交換して信頼関係を構築しつつ合意形成を図るというリスクコミュニケーションの視点を取り入れる必要がある」とする（政府事故調：426）

両報告書は、情報の早さ（「速報性」「迅速さ」）、正しさ（「正確性」「正確さ」）、情報の受け手への理解（「十分な説明を付す」「分かりやすく」）という3点から、政府の公表が正確性に重きをおきすぎたことを問題とし、難解なものについては専門家を配置することを勧めるなど、国会事故調査報告書とおおむね同様の

表1 国会、政府事故調報告書による福島原発事故初期の炉心溶融をめぐる情報の公表

日付	時間	No.	国会事故調査報告書の記述	政府事故調の記述
3月12日	09:45	①国	1号機の被覆管が一部溶け始めていることも考えられる。燃料の一部が溶け始めている可能性を否定できない。(表3.6.1-1)	
3月12日	09:45	①政		N審議官「燃料の一部がこの数字(3月12日9時15分現在の水位データ)からすると露出している、被覆管が一部溶け始めていることも考えられます。」と説明し、また、記者からの「燃料の一部が溶け始めている可能性があるということですか。」との質問に対し、「可能性を否定できないということです。」とのみ説明。(プレス第12報)
3月12日	13:00	②国	1号機で燃料溶融が起きていると断定するのはまだ早いのではないか。(表3.6.1-1)	
3月12日	14:00 発表前	③政		N審議官・T原子力安全・保安院長(以下T保安院長)のやりとり。N審議官が炉心溶融の可能性が高いと考えられる旨報告(敷地内モニタリング測定値、全交流電源喪失からの経過時間、非常用復水器(IC)が稼働していると考えられないこと、水位が燃料頂部より下の状態が続き、更に水位が低下し続けていることから)。T保安院長は別に同日午前、福島第一原発周辺でセシウム検出などから燃料棒に問題が起きていると考えざるを得ない旨の報告も受けていたため、N審議官に対して、「(事実がそうであるなら)そのように言うしかない。」旨告げた。
3月12日	14:00	④国	炉心溶融の可能性はある。炉心溶融がほぼ進んでいるのではないだろうか。(表3.6.1-1)	
3月12日	14:00	④政		N審議官プレス発表(第14報)「炉心溶融の可能性はある。炉心溶融がほぼ進んでいるのではないだろうかと。」
3月12日	14:00 発表後	⑤政		T保安院長、官邸で保安院の炉心についてのプレス発表について、懸念およびプレス発表前の官邸への報告を指示。その後、プレス発表の間隔が広がる。
3月12日	17:50 発表前	⑥政		T保安院長、別の審議官を介して中村審議官に対してプレス発表での発言に注意を指示。
3月12日	17:50	⑦政		1号機原子炉建屋爆発に関する説明。このあと、N審議官が寺坂保安院長に広報官交代を願い出る。G首席統括安全審査官が第16報、17報を担当。
3月12日	21:30	⑧国	(1号機のメルトダウンに関する質問に対し)どの程度で起きているのかは承知していない。炉心の破損はかなり高い確率だと思うが正確にはわからない。現時点でメルトダウンが進行していることはないのではないか。(表3.6.1-1)	
3月12日	21:30	⑧政		炉心溶融の報道を「正しいかどうかを含めてその意味を国民の方にわかるような立場から」発言を求められ、「炉心溶融」の表現を使わずに説明。「まだ炉心の状況は正確には確認できてございませんので、これからどこまでできるかわかりませんが、確認をしていきたいと思います。」「炉心が破損しているということは、かなり高い確率だと思いますが、状況がどういうふうになっているかということは、現状では正確にはわからない状況でございます。」(第16報)
3月13日	05:30	⑨国	(1号機の炉心溶融に関する質問に対し)可能性が否定できないことは、念頭に置いておかなければいけない。(表3.6.1-1)	
3月13日	05:30	⑩政		I保安院審議官、1号機の炉心溶融の可能性に関する問いに対し、「可能性として否定ができないことは、もう既にそういう物質(セシウム)が出てきているということに関すれば、それは念頭に置いておかなければいけない。」と説明(第18報)
3月13日	17:15	⑪国	3号機は半分程度の燃料が水から出ているので、燃料棒の損傷は免れないのではないか。(表3.6.1-1)	

3月13日	17:50	⑫政		Y保安院付が広報官として専従。炉心の状況は確認できていない旨発言、その後のプレス発表では「炉心溶融」表現を使わず、その可能性についても不明と答える。「少なくとも炉心の毀損が起こっていると言うことは間違いないと思います。・・・溶融というところまでいっているのかどうかはよくわかりません。」(第20報)
3月14日	09:15	⑬国	(3号機の炉心溶融に関する質問に対し) 溶融の段階ではない。一部燃料について、外部の被覆材の損傷というのが適切な表現ではないか。(表3.6.1-1)	
3月14日	16:45	⑭国	(3号機の炉心溶融に関する質問に対し) 3号機に少なくとも炉心の毀損が起こっているのは間違いない。溶融まで行っているのかはよくわからない。(表3.6.1-1)	
3月14日	21:45	⑮国	2号機は炉心損傷の可能性が高い。(表3.6.1-1)	
3月15日		⑯政		格納容器雰囲気モニタにより、炉心損傷割合を1号炉約70%、2号炉約30%、3号炉約25%と発表。以降も炉心の状況は「炉心損傷」という表現。
4月10日		⑰政		保安院、海江田経産大臣の指示により、炉内状況を説明する用語の整理と炉内状況の分析に着手。保安院、このころ、統合本部で「炉心溶融」でなく「燃料ペレットの溶融」を使ったほうがよいとの意見により、この表現を利用。
4月18日		⑱国	1号炉、2号炉、3号炉においては、(メルトダウンではなく) 燃料ペレットが溶融していると思われる。なお、燃料ペレットの溶融度合いについては、実際に燃料を取り出すまで確定しないとと思われる。(表3.6.1-1)* ¹	
4月18日		⑱政		第23回原子力安全委員会臨時会議。炉心の状況を説明する用語について整理した文書を作成、以下の3段階と定義。 1「炉心損傷」を「原子炉炉心の冷却が不十分な状態の継続や、炉心の異常な出力上昇により、炉心温度(燃料温度)が上昇することによって、相当量の燃料被覆管が損傷する状態。この場合は燃料ペレットが溶融しているわけではない。」 2「燃料ペレットの溶融」について、「燃料集合体で構成される原子炉の炉心の冷却が不十分な状態が続き、あるいは炉心の異常な出力上昇により、炉心温度(燃料温度)が上昇し、燃料が溶融する状態に至ることをいう。この場合は燃料集合体及び燃料ペレットが溶融し、燃料集合体の形状は維持されない。」 3「メルトダウン」について、「燃料集合体が溶融した場合、燃料集合体の形状が維持できなくなり、溶融物が重力で原子炉の炉心下部へ落ちていく状態をいう。」 1～3号炉については「燃料ペレットの溶融」が起きている旨記載。
4月末～ 5月12日		⑲政		炉内状況の解析 MAAPに必要なデータが揃い始め、解析を開始、「燃料集合体が溶けて下にあり、そこで冷やされている状態」
5月15日		⑳政		東電、MAAP解析の暫定評価結果を公表、「1号機は津波到達後比較的早い段階において、燃料ペレットが溶融し、原子炉压力容器底部に落下したとの結論が得られた」。保安院が4月18日に定義した「メルトダウン」に相当する内容。
6月6日		㉑国	保安院、1号機の炉心溶融(メルトダウン)を公式に認める(p.321)* ²	

国会事故調 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会報告書

*¹ 原典註 69 「保安院福島第一原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉の炉内状況について」(平成23(2011)年4月18日) = <http://www.meti.go.jp/press/2011/04/20110418005/20110418005-5.pdf> (平成24(2012)年6月22日最終閲覧)

*² 原典註 68 公表資料

政府事故調東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会報告書

指摘をしているといえよう。国会事故調が不確実な状況についてもその理由や解説を付して公表することの必要性については一定言及（国会事故調：320, 326）している点、政府事故調が「リスクコミュニケーション」「クライシスコミュニケーション」の視点を導入することを勧めている点は、危機情報の受容について既存の姿勢やあつかいかたの限界を指摘したものといえる。

これらはそれぞれ重要な指摘である。

だが、両報告書の文脈では、合理的な推測が根拠をもって行われた「炉心溶融」をめぐる表現の変遷と、その状況説明が、ある状態と推測されるという説明から、不明であるという説明へ変わったことは国会事故報告書では指摘されているものの問題性は強くとりあげられてはいる。

もし、「炉心溶融が起こっている可能性がある」という情報が、「正確にはわからない」という情報に置き換えられるべき科学的な理由があるならば、炉心溶融が起こっている可能性があるとの時点で言及したことは不適切であり、訂正すべき情報となる。だが、そうした訂正はおこなわず、まして「事態が改善したと認識したわけでもないのに表現のみを」（国会事故調：321）変えているのである。「炉心溶融」という表現を使わず、相当の年月がたたなければ確認できない根拠が現在ないことを理由に「わからない」としたことは、「正確さ」を重んじて公表が遅れたというよりも、炉心の状況について説明を変えたと言わざるをえないのではないだろうか。

「説明を変えた」ことは時系列のなかで明確でありながら、それがなにゆえであり、問題なのかどうかについては、両報告書とも言及していない。だが、その背景には、「混乱をさける」という「配慮」が働き、炉心溶融には至っていないと印象をもって受容されるよう、いわば情報に「結果の予定調和を期待した表現の調整」をして公表するとりあつかいがなされたといえるのではないのか。

また両報告書とも、福島原発事故の初期における放射線の状況について、「直ちに健康に影響を及ぼすものではない」という表現が継続的に多用されたことを、「直ちに」が、「健康に影響を及ぼすものではない」なのか、「いずれは及ぼしうるもの」なのかを示さず使われていたことの問題性を指摘している。この表現もまた、低量放射線被ばくによる健康被害が「わからない」ことをもって使われている。

情報がどのように受け止められるかを検討することは当然に重要である。その意味では、情報の公表やとりあつかいには、つねに表現や語の用い、伝えかたにたいする配慮があることは当然である。だが、合理的な推測が根拠をもって成り立つ情報について、意図をもって「わからない」とするならば、そ

れは操作ではないか。「混乱を招かない」ことは重要である。だが、ひとびとを生命・身体の安全と、そのための自己決定にかかわる情報を、「混乱を招かない」ために伝えない、ないし操作することは、情報のとりあつかいかたとして大きな問題があると言わざるをえない。また、そこには、情報の受け手が「パニックを起こすだろう」との想定をおこなっていることが指摘できる。

さらに、そうした姿勢や表現の変遷が、両報告書のみならず一般に強く問題視されていないことも問題であるといえよう。そこには、「混乱をおこさない」ための「配慮」にたいする暗黙の肯定があるのではないのか。

くり返すが、無用の混乱を起こさないこと、パニックを起こさないための配慮は必要である。だが、それは、それを理由にした情報の操作や隠蔽を許す危険性をはらんでいる。今回の情報のとりあつかいは、炉心溶融を合理的に根拠をもって推測できたにもかかわらず、それが起こっていないような印象をもって受容されることを期待した予定調和的な表現の調整あるいは操作ではなかったか。国会事故調査報告書が、未公表情報の時間の経過による公開原則を示していることは、そうした操作とその危険性についての認識をもつものではないのか。危機情報をめぐり混乱や動揺は起こりうる。だが、パニックとなるかどうか、不確実な想定である。その判断について情報をもつ側が裁量を独占し、ひとびとの生命・身体の安全とそのための自己決定に必要な情報を公表しないことは、情報のとりあつかいに大きな問題となろう。

個別の危機状況について、両報告書が指摘するように、早さと正しさはときに両立せず、不確実性とリスクを含んだ情報をどうとりあつかうかは困難な課題である。だが、生命・身体の安全にかかわる内容で「合理的な推測が根拠をとまって成り立つ」ときにその情報を公開しないことは、ひとびとの生命・身体の安全の確保のための判断をさまたげうるものである。

このような姿勢が問題にされなければ、この「次」に危機状況がおとずれたとき、同様のとりあつかいがくりかえされうる。福島原発事故はいまだ終息しておらず、南海トラフ沖地震をはじめ、数百年周期で繰り返される災害の可能性が高まっていることが指摘されている。混乱にたいする配慮が情報の隠蔽や操作に至り、ひとびとの生命・身体の安全が、そのための情報の獲得が脅かされることはあるべきではない。情報の公表による混乱リスクを逡巡するとりくみが喫緊の課題になっているのである。

5 今後の検討

本稿では、福島原発事故の情報の公表を、両事故調の報告書でふりかえりながら、危機における情報のとりあつかいについて、その問題性を確認した。「混乱をおこさない」ための「配慮」となり、受け手の印象の「予定調和を期待した表現の調整」をおこない、合理的で根拠をもった推測への注目を薄め」ひとびとの生命・身体の安全を脅かしうる情報のとりあつかいかたにいたったことが示され、またそうした情報のとりあつかいかたが、強く問題視されていないこと自体の問題性を指摘した。

だが、本稿が扱った資料の範囲では、こうした指摘は仮定にすぎない。政府の情報のとりあつかいが正確さを尊重しすぎることを両報告書は指摘したが、たとえば1号機の爆発影像の放映をめぐって、ほぼ即時に流した福島中央テレビからの放映要請にしばらく応じなかった日本テレビは、その理由を、「何が起こっているのか、その分析がない中で映像を流すと、パニックが起こるのではないかと危惧した」としたという³⁾。政府の情報のとりあつかいかたが問題とされにくいのは、その姿勢が一定共有されているからではないか。しかし、その水準は適切なものか。当時の新聞報道の分析によれば、震災発生後1ヶ月以上のあいだに、「地震・津波の話題は、原発事故に関する話題に吞まれてしまった⁴⁾とされる程の報道は、こうした「情報のとりあつかい」を批判なく受けとめたのか。

この問題は、3つの論点を示している。

まず第一に、政府の情報は「正しくなければいけない」という観念が、合理的な推測が根拠をもって成り立つ事象についても「必ず正しい」と証明されていなければ「わからない」と判断を避けていいのだという責任回避や公表の遅延につながるという点。

次に、政府が情報を「こう受容してほしい」とする期待と予定調和するような表現に調整ないしは操作する点。しかし、これらの点は、情報の受け手が問題視し、合理的な推測や検証がなされれば異なる様相をもつと思われる。しかし、そうはならず、おおむね「期待に応える姿勢」でメディアや受け手が受容していると思われる点である。混乱を起こす可能性があるという理由は、この3点を超越するものであるべきなのか。

今後、このような論点を検証しながら、ひとびとの生命・身体の安全にかかわる情報の、パニックのリスクを減減する情報のとりあつかいについて、考察を進めていきたい。

注

- 1) 「国会 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」。東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法により、2011年12月8日、衆参両院議長が黒川清氏を委員長として任命、発足。<http://www.naiic.jp/>、<http://naiic.go.jp/>。最終報告書は<http://naiic.go.jp/report>。のち市販、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会『国会事故調報告書』徳間書店、2012年。本文中のページは同書のもの。
- 2) 「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」。2011年5月23日の閣議決定により畑村洋太郎氏を委員長として設置。<http://icanps.go.jp/>。同年12月26日に中間報告書(<http://icanps.go.jp/post-1.html>)を、2012年7月23日に最終報告書(<http://icanps.go.jp/post-2.html>)を提出。
- 3) 朝日新聞特別報道部『プロメテウスの罠』学研パブリッシング、247頁。
- 4) 朝日新聞に登場したキーワード解析の分析による。田中幹人・標葉隆馬・丸山紀一郎『災害弱者と情報弱者』筑摩選書、2012年、83-88頁。